

しょうがいしゃぎゃくたい はっせい ばあい たいおう
障害者虐待が発生した場合の対応

ようごしや しょうがいしゃぎゃくたい
養護者による障害者虐待

くしちょうそん せきむ
【区市町村の責務】

そうだんとう きよしつかくほ れんけいかくほ
 相談等、居室確保、連携確保

ぎゃくたいはっけんしゃ
虐待発見者

つうほう とどけて
 通報・届出

くしちょうそん
区市町村

- ① じじつかくにん たちいりちょうさとう
 ① 事実確認（立入調査等）
- ② そち いちじほご こうけんしんばんせいきゅう
 ② 措置（一時保護、後見審判請求）

しょうがいしゃふくしせつじゅうじやとう しょうがいしゃぎゃくたい
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

せつちしゃとう せきむ
【設置者等の責務】

とうがいせつとう ぎゃくたいぼうし そちとう
 当該施設等における虐待防止のための措置等

ぎゃくたいはっけんしゃ
虐待発見者

つうほう とどけて
 通報・届出

くしちょうそん
区市町村

ほうこく 報告

とうきょうと
東京都

- ① かんとくけんげんとう てきせつ こうし
 ① 監督権限等の適切な行使
- ② そちとう こうひよう
 ② 措置等の公表

しょうしや しょうがいしゃぎゃくたい
使用者による障害者虐待

じぎょうぬし せきむ
【事業主の責務】

とうがいせつとう ぎゃくたいぼうし そちとう
 当該事業所における虐待防止のための措置等

ぎゃくたいはっけんしゃ
虐待発見者

つうほう とどけて
 通報・届出

くしちょうそん
区市町村

つうち 通知

とうきょうと
東京都

ほうこく 報告

ろうどうきよく
労働局

- ① かんとくけんげんとう てきせつ こうし
 ① 監督権限等の適切な行使
- ② そちとう こうひよう
 ② 措置等の公表

しょうがいしゃぎゃくたい う とどけて はっけん つうほう
障害者虐待を受けたら届出を、発見したら通報を！

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう しょうがいしゃぎゃくたい はっけんしゃ つうほう きむ
 障害者虐待防止法では、障害者虐待の発見者は通報する義務があり、また、
 しょうがいしゃぎゃくたい う ひと とどけて
 障害者虐待を受けた人は届出をすることができます。障害者虐待を受けたおそれのあ
 る人を発見したり、障害者虐待を受けたら、まず、くしちょうそん しょうがいしゃぎゃくたいたいおうまどぐち
 りんらく ください。上記の流れで、関係機関が連携して対応します。通報などの秘密は
 まも 守られます。

とうきょうとふくしほけんきよくしょうがいしゃさくすいしんぶけいかくか
東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都福祉保健局ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp>

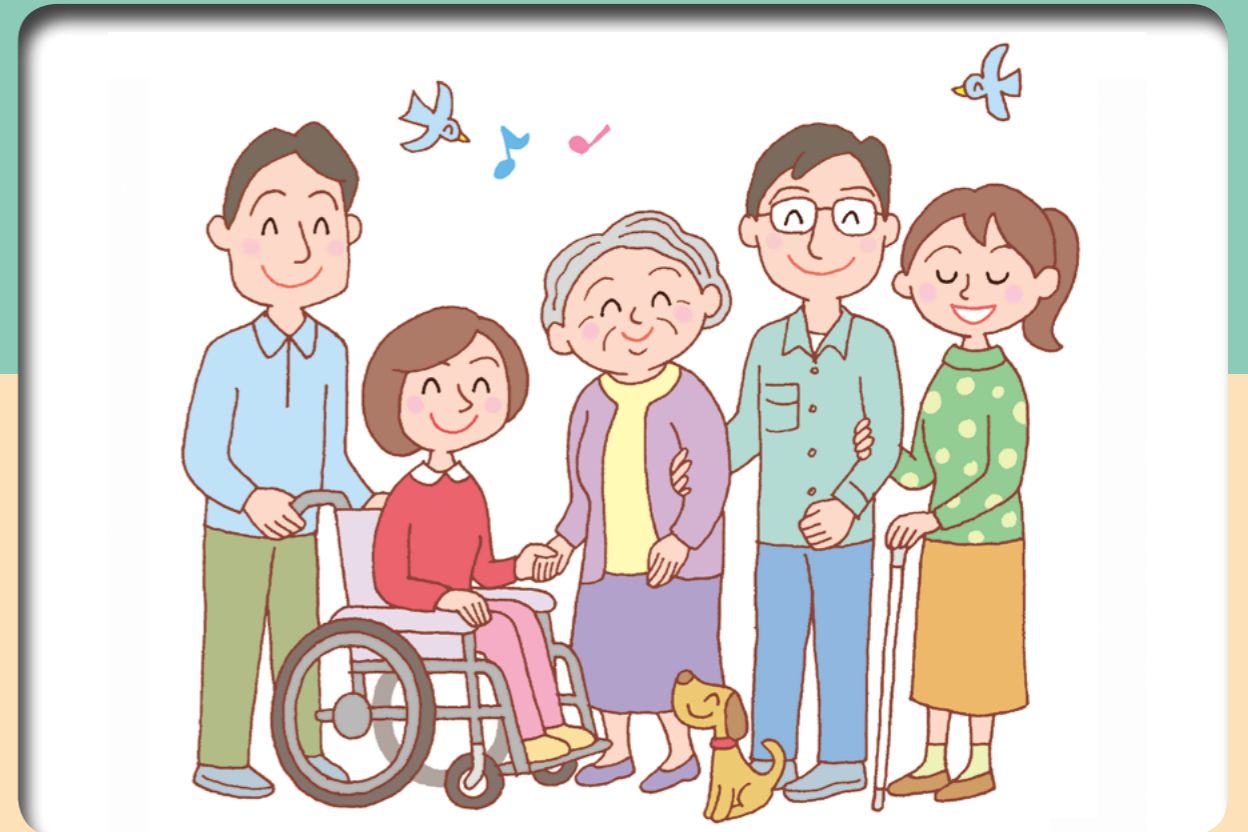
発行：平成24年12月 登録番号(24)210

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

しょうがいしゃぎゃくたい

障害者虐待をなくそう

しょうがいしゃ あんしん く しゃかい
障害者が安心して暮らせる社会へ



しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう
障害者虐待防止法について

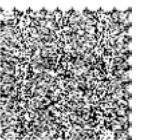
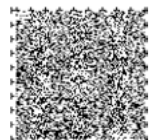
「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
 (以下「障害者虐待防止法」)が平成24年10月1日に施行されました。

この法律は、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならない
 よう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組み
 や、障害者を現に養護する人に対して支援措置を講じることなどを定め
 たものです。

障害者虐待を身近な問題としてとらえ、社会全体で支えあっていくこ
 とが大切です。



東京都福祉保健局



↑このマークは、目の不自由な方などのための「SPコード」です。
 専用の読み上げ装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。

障害者虐待の定義

養護者による障害者虐待

「養護者」とは、障害者の身の世の世話や金銭管理などを行う、家族・親族・同居人等です。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人などが該当する場合があります。



障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する人です。



使用者による障害者虐待

「使用者」とは、障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者等です。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主も含まれます。



障害者虐待防止法の対象となる障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含みます。）、その他心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とされています。障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

虐待者、被虐待者本人の「自覚」は問いません

虐待が発生している場合、虐待をしている人（虐待者）、虐待を受けている人（被虐待者）に自覚があるとは限りません。

虐待者が、「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることや、被虐待者が、自身の障害の特性から自分のされていることが虐待だと認識していないこともあります。また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、被虐待者が無力感から諦めてしまっていることもあります。

障害者虐待の具体例

① 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

具体例

平手打ちにする、殴る、蹴る、叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけどさせる、縛り付ける、閉じ込める、など

② 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること

具体例

性的な行為や接触を強要する、障害者の前でわいせつな会話をする、わいせつな映像を見せる、など

③ 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

具体例

怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、無視をする、など

④ 放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、上記①から③に掲げる行為と同様の行為の放置等、養護を著しく怠ること

具体例

食事や水分を与えない、入浴や着替えをさせない、排泄の介助をしない、掃除をしない、病気やけがをしても受診させない、第三者による虐待を放置する、など

⑤ 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することとその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

具体例

年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する、日常生活に必要な金銭を渡さない、など

障害者虐待防止法では、「何人も障害者に対し、虐待をしてはならない」と広く虐待行為を禁止しています。

